

平成20年三条市議会第2回定例会提出議案概要

議第 1 号 教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員梨本清一は、平成20年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として須佐直樹を任命いたしたいので議会の同意を求めるもの。

委員の任期 4年

議第 2 号 公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員古澤富雄は、平成20年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として同委員を再任いたしたいので議会の同意を求めるもの。

委員の任期 4年

議第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員佐藤・一郎は、平成20年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として稲田望を選任いたしたいので議会の同意を求めるもの。

委員の任期 3年

議第 4 号 固定資産評価員の選任について

平成20年4月1日付けの職員配置で税務課長に鈴木範男が発令されたことにより、固定資産評価員に同氏を選任いたしたいもの。

議第 5 号 三条市監査委員条例の一部改正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、健全化判断比率等について監査委員による審査が義務付けられたことに伴い、必要な改正を行うもの。

施行期日 公布の日

議第 6 号 三条市ホームヘルパー派遣に伴う費用徴収条例の一部改正について

市が実施するホームヘルパーの派遣について、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成20年7月1日

議第 7 号 三条市農業体験交流センター条例の一部改正について

施設の効率的な運営と市民サービスの向上を図るため、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者制度とするため、必要な改正を行うもの。

施行期日 平成21年4月1日

議第 8 号 市道路線の認定について

認定路線 5路線 実延長 783.8m

議第 9 号 (仮称) 三条市斎場建設建築本体工事請負契約の締結について

工事名 (仮称) 三条市斎場建設建築本体工事
工事内容 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造2階建
延床面積 2,219.90㎡
契約金額 金 551,250,000円
契約者 水倉・外山特定共同企業体
代表者 三条市西裏館二丁目9番33号
株式会社水倉組三条営業所
所長 樋浦国介

議第 10 号 栄中学校校舎改修その2建築工事請負契約の締結について

工事名 栄中学校校舎改修その2建築工事
工事内容 外壁及び建具ほか改修
契約金額 金 158,550,000円
契約者 小柳・中央・栄特定共同企業体
代表者 三条市東三条一丁目21番5号
小柳建設株式会社
代表取締役 小柳直太郎

議第 11 号 平成20年度三条市一般会計補正予算

災害対応特殊化学消防ポンプ自動車購入に対し、国の補助決定を受けたことから、所要額を措置する。なお、6月議会中での契約締結が条件付けられていることから、本補正予算を先議として提案するもの。

補正額 35,000千円

補正後の額 43,235,000千円

議第 12 号 平成20年度三条市一般会計補正予算

新たな交通体系を構築するため、地域公共交通協議会が行う社会実験への負担金のほか、井栗地区で実施を予定している第八次住居表示整備事業、塚野目地内に建設予定のし尿処理施設の建築本体工事及び工事監理委託、勤労青少年ホーム駐車場整備、国の補助内示に伴う土地改良事業補助金の追加及び増額、漢学の里への寄附に伴う基金積立金、林業施設災害復旧などの経費について、必要な予算措置を行った。

補正額 142,931千円

補正後の額 43,377,931千円

議第 13 号 平成20年度三条市老人保健事業特別会計補正予算

平成19年度実績による支払基金交付金の償還金を措置する。

補正額 4,967千円

補正後の額 891,506千円

議第 14 号 平成20年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算

5月26日の落雷により、下水処理センターの監視制御設備等が損傷したため、修繕に必要な経費を措置する。

補正額 4,000千円

補正後の額 3,738,800千円

報第 1 号 専決処分報告について（三条市税条例等の一部改正について）

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴う所要の改正

【改正した条例】

- 1 三条市税条例
- 2 三条市都市計画税条例

【主な改正内容】

- 1 三条市税条例
 - (1) 市民税関係
 - ア 地方公共団体及び地方公共団体以外に対する寄附金税制の拡大
 - イ 上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大
 - ウ 個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入
 - (2) 固定資産税関係
 - 省エネ住宅促進に係る特例措置の創設
- 2 三条市都市計画税条例
 - 固定資産税に係る課税標準の特例の改正に伴う条文整理

法律の公布	平成20年4月30日
法律の施行	平成20年4月30日
専決処分した日	平成20年4月30日

報第 2 号 専決処分報告について（三条市国民健康保険税条例の一部改正について）

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴う所要の改正

【改正内容】

- 1 医療分に係る基礎課税額の限度額を「56万円」から「47万円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額として「12万円」を新たに定める。
- 2 後期高齢者医療制度の創設に伴う激変緩和措置を設ける。

法律の公布 平成20年4月30日

法律の施行 平成20年4月30日

専決処分した日 平成20年4月30日

報第 3 号 専決処分報告について（平成19年度三条市一般会計補正予算）

今回の補正予算は、職員退職に伴う退職手当、寄附採納に伴う財政調整基金積立金について必要な予算措置を行った。また、半ノ木一屋敷線道路改築事業について繰越明許費を設定し、道路橋梁などの災害復旧費、農業集落排水事業及び特定環境保全公共下水道事業について、平成19年度債の起債申請等に伴い地方債予算の変更を行った。

補正額 $\Delta 36,846$ 千円

補正後の額 42,575,746 千円

専決処分した日 平成20年3月31日

報第 4 号 専決処分報告について（平成19年度三条市農業集落排水事業特別会計補正予算）

資本費平準化債の借入申請に伴う財源調整。

補正額 0 千円

補正後の額 809,700 千円

（歳入予算の款の金額の補正）

専決処分した日 平成20年3月31日

報第 5 号 専決処分報告について

資本費平準化債の借入申請に伴う財源調整。

（平成19年度三条市公共下水道事業特別会計補正予算）

補正額 0 千円

補正後の額 4,339,846 千円

（歳入予算の款の金額の補正）

専決処分した日 平成20年3月31日

報第 6 号 専決処分報告について（平成20年度三条市老人保健事業特別会計補正予算）

平成19年度の老人保健事業特別会計において歳入欠陥を生じたため、繰上充用に係る予算を計上した。

補正額 97,039 千円

補正後の額 886,539千円
専決処分した日 平成20年5月30日

◎ 法令に基づく報告事項等

- 1 議会の委任による専決処分の報告
- 2 平成19年度三条市一般会計及び特別会計繰越明許費繰越額の報告
 - ・ 一般会計 16事業 480,751,000円
 - ・ 農業集落排水事業特別会計 2事業 23,466,000円
- 3 平成19年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告
 - ・ 配水管布設替工事 57,227,000円
- 4 平成19年度県央土地開発公社事業報告書等の提出
 - ・ 平成19年度事業報告書等
 - ・ 平成20年度事業計画書等